

放課後キッズクラブ

入会のしおり

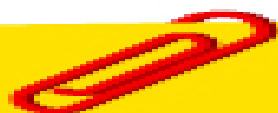
令和6年度版



市ヶ尾放課後キッズクラブ

運営法人 NPO 法人はまキッズ市ヶ尾

(注) 本案内の内容は、令和6年1月時点で作成したものです。



目 次

1	放課後キッズクラブとはP1
2	運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾についてP1
3	市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動についてP1
4	放課後キッズクラブの開所日についてP1
5	放課後キッズクラブの利用区分についてP3
6	わくわく【区分1】の利用についてP4
7	すくすく【区分2A・B】の利用についてP5
	<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>P6
8	保険への加入についてP8
9	利用申込みについてP10
10	利用の決定についてP11
11	新1年生の利用開始についてP11
12	利用区分の変更についてP11
13	広報誌『キッズニュース』P12
14	利用予定についてP13
15	『利用カード』の提出についてP13
16	利用当日の流れについてP15
17	おやつについてP16
18	利用料等の支払方法についてP17
19	警報発表時等の対応についてP18
20	夏休み期間中の利用についてP19
21	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載についてP20
22	ご意見・ご要望等についてP20
23	お問い合わせ先P20

(参考資料)

- 保険に関するQ&A
- 令和6年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について

(様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- 就労(予定)証明書、就労(予定)証明書記入例

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人（NPO法人はまキッズ市ヶ尾）が運営を行っています。

2 運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾 について

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブを運営する「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」は、地域の方々にご協力いただき発足しました。これからも多くの地域の方々に見守っていただき、地域で子どもたちを育てていきます。また、「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」は、子どもたちのことを第一に考えて活動していきます。子どもたちがキッズから帰るときに、一つでよいので「来て、楽しかった！」と思える活動を目指します。

3 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動について

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動では、子どもたちが、いろいろな経験を積んで豊かな放課後の時間を過ごせるよう、様々な遊びのプログラムを用意しています。通常の活動ではぬりえ、迷宮、数字パズルや、キッズの壁面装飾用の折り紙や切り絵を作る時間を設けています。校庭では、サッカーや一輪車、ホッピング、バドミントン、鬼ごっこ、体育館ではドッジボールなど、体を使った遊びをします。

長期休業中には特別活動を行っています。夏にはチアリーディング、イラスト教室、落語、冬にはお餅つき大会などです。他にも音大生の皆さんによるコンサートやオセロ大会、ポッチャやキッズヨガなど通常の放課後の時間では行えない活動を企画しています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくはP3参照）。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時 ※詳しくはP18参照)	夏休み期間中の猛暑時 ※詳しくはP19参照)	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。 ※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

〈市ヶ尾小学校放課後キッズクラブホームページ〉



5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場＋生活の場		
登録条件	・当該小学校又は当該義務教育学校前旗課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること・ 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校 又は特別支援学校等に通学している児童であること。			
	—	留守家庭児童等※であること		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を 除く学校 休業日	午前10時～12時 午後1時～3時 ※午前・午後のどちらかで利用が できます。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	各キッズクラブで定められている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。（詳しくはP16を参照）			
利用料	無 料 ※スポット利用は800円/回+おやつ代 (P4参照)	月額2,000円+おやつ代（7、 8月のみ2,500円+おやつ代） ※延長料（午後7時まで）は400円/回	月額5,000円+おやつ代 （7、8月のみ5,500円+おやつ代）	
		減免あり（詳しくはP6、7を参照）		
保険加入料	年額800円必須（詳しくはP9を参照）			
定員	なし	あり		
利用申込に 必要な書類	利用申込書	・利用申込書 ・留守家庭児童等であることの証明書		
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

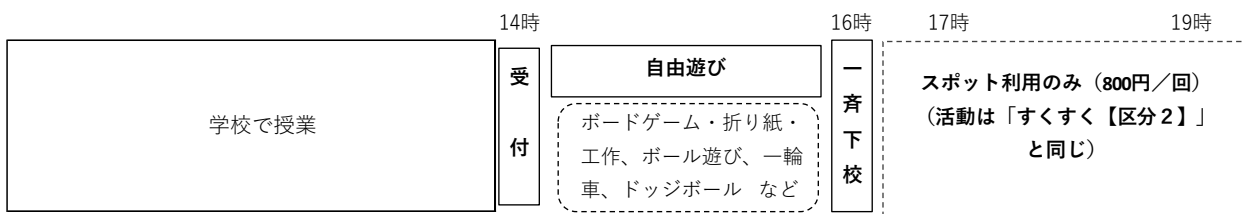
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時、午後1時～3時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

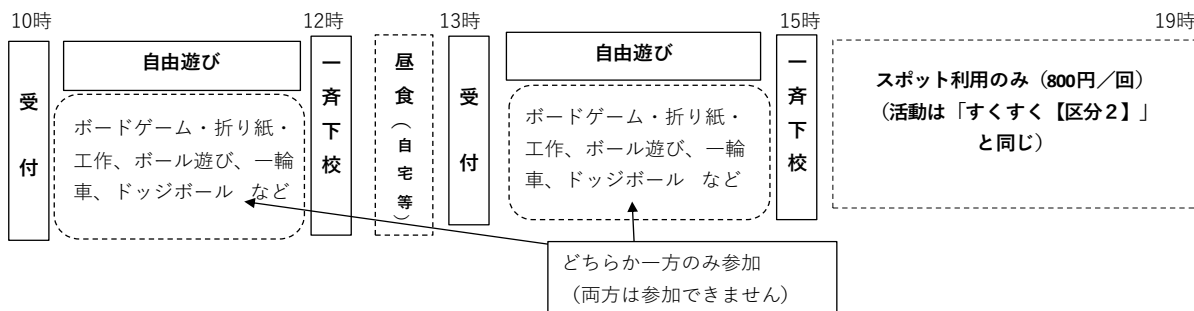


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP8、9を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（100円）がかかります。スポット利用の場合は、保護者のお迎えをお願いします。お迎えの際に利用料をお支払いください。

(4) プログラム参加の場合

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P18 参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P19 参照）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

7 すくすく【区分2A・B】の利用について

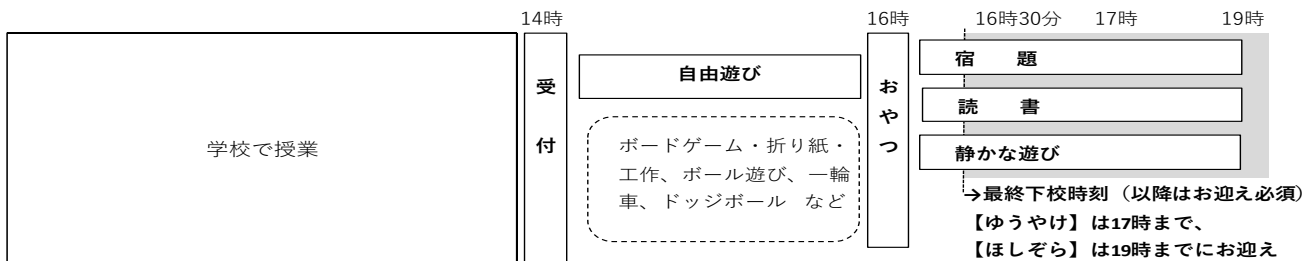
(1) 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>



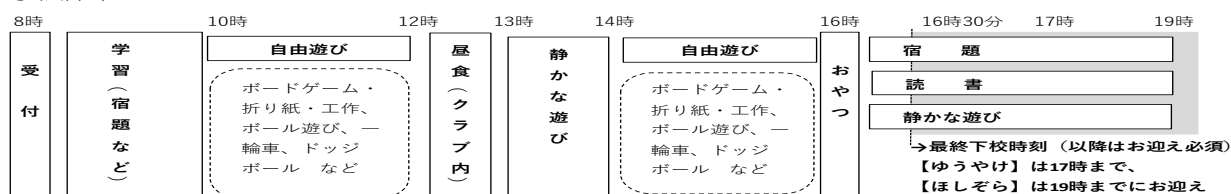
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
★土曜日は8時30分からの開所です。

上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
利用料(月額)	2,000円 (7、8月のみ2,500円)	5,000円 (7、8月のみ5,500円)
延長料(午後7時まで)	1回あたり400円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です(詳しくはP9参照)。

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。(プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。)

※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります(詳しくはP6, 7参照)。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

(例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円

月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

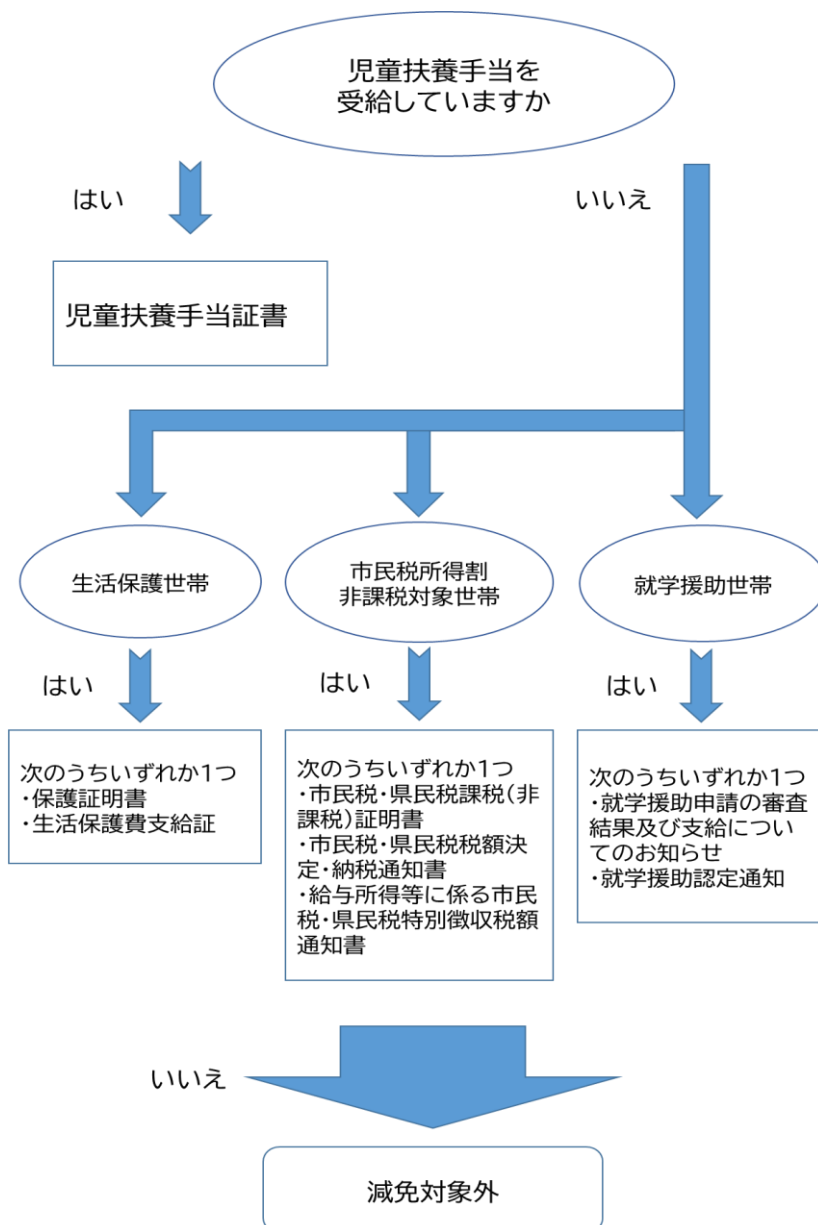
(4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。)

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免お適用を受けよう とする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】※2		区役所税務課で取得することができます(1件につき300円がかかります)。※3
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】※2		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※3
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】※2		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※3
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。) ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金※4) ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金(お子さん1人につき年額800円)を負担していただきます。

この保険は市ヶ尾小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人:NPO法人はまキッズ市ヶ尾が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A(P21)」も、あわせてご一読ください。

【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

（1）保険の掛金

お子さん1人につき年額800円

（2）補償内容（令和5年度の場合）

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から30日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死亡	3000万円
	後遺障害	（最大）4500万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円
		支払限度額 1名 1億円

（3）対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

（4）支払方法

支払いは下記口座に令和6年度の学年と児童名で振り込んでください。振入手数料は保護者負担となります。兄弟いっしょに振り込んでかまいません。

例①) 2イチガオハマコ 例②) 1ヨコハマタロウ3ハナコ

振込口座 横浜銀行 市が尾支店 普通 6103463
NPO 法人はまキッズ市ヶ尾 理事 蟹江千鶴
(エヌピーオーハウジンハマキッズイチガオ リジ カニエチツル)

（5）その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月20日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく【区分1】	・利用申込書 ・保険料（800円）	令和6年3月22日	令和6年4月20日
すくすく【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料（800円） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和6年2月26日	令和6年3月9日

※わくわく【区分1】の新1年生は、原則5月7日からの利用開始となります（詳しくはP11参照）。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」から事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は5月7日からとなります。
すすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月13日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月20日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇄ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

13 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。キッズニュースは、市ヶ尾小学校放課後キッズクラブのホームページにもアップしています。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月、月末までに発行します。4月は1～2年生は全員に、3年生以上はキッズ登録者に、お子さんを通じてご家庭に配付します。5月以降は、キッズクラブのホームページに掲載の予定です。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

14 利用予定について

- ① わくわく「区分1」の方
利用できる日・人数を『キッズニュース』でお知らせします。利用を希望される方は電話で申し込んでください。
- ② わくわく「区分1」でスポット利用の方
利用を希望される方は前日18時までに電話で申し込んでください。
すすすくの申し込み状況によって、利用できない場合もあります。
- ③ すくすく「区分2A・B」の方
市ヶ尾小学校放課後キッズクラブのホームページ内にある「会員専用サイト」から申し込みができます。原則前月の27日までに利用申請をお願いします。詳細は、利用登録の際にお知らせします

*事前申込みが必要なプログラムについては、『キッズニュース』などで別途お知らせします。

15 『利用カード』の提出について

事前に申請されたお子さんの利用入退室予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、保護者印(署名も可)を押印してお子さんに持たせてください。

『利用カード』は、キッズルームの受付で放課後キッズクラブのスタッフに提出してください。放課後キッズクラブで利用の印を押します。それが「利用確認」になります。

(1) 利用カードの種類

- ① わくわく「区分1」用・・・白 日付が入っていません。利用するに日付を各自記入してください。
- ② すくすく「区分2A」(ゆうやけ)用・・・学年により色が異なります。月ごとに日付が入っています。
1年・うす桃 2年・クリーム 3年・水色 4年・黄緑 5年・ふじ紫 6年・うすだいだい
- ③ すくすく「区分2B」(ほしぞら)用・・・学年により色が異なります。月ごとに日付が入っています。
1年・桃 2年・黄 3年・青 4年・緑 5年・紫 6年・だいだい

(2) 配付方法

- ① わくわく「区分1」用・・・記入欄がなくなり次第、利用した日にキッズで新しいものを入れます。
- ② すくすく「区分2A・B」用・・・月末までに翌月分をお子さんにお渡しします。

(3) 記入方法

- ① わくわく「区分1」用・・・学年・組・お子さんの氏名を記入します。
利用する日付を記入の上、保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。
- ② すくすく「区分2A・B」用・・・お子さんの利用区分に○をつけ、学年・組・お子さんの氏名を記入します。保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。
すすすく「区分2A」の方が午後5時以降に利用する場合は(事前に申し込んでください)、連絡事項欄にスポットと記入してください。

<利用カードのイメージ>

2月		区分2	すくすく	(A) ゆうやけ	日ほしぞら	/ 年 / 組		名前	よんぼくたうろ	〇<〇<			
月/日	曜日	お迎え有無	下校時刻	お迎え予定者連絡事項	保護者印	キッズ印	月/日	曜日	お迎え有無	下校時刻	お迎え予定者連絡事項	保護者印	キッズ印
2月1日	火	あり	なし	4:00			3/6	水	あり	なし	4:00		
2月2日	水	あり	なし	:			3/9	金	あり	なし	4:00		
2月3日	木	あり	なし	5:30	母 27号F		3/20	水	あり	なし	4:00		
2月4日	金	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月5日	土	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月7日	月	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月8日	火	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月9日	水	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月10日	木	あり	なし	5:30	母 27号F		/		あり	なし	:		
2月11日	金	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月12日	土	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月14日	月	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月15日	火	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月16日	水	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月17日	木	あり	なし	5:30	母 27号F		/		あり	なし	:		
2月18日	金	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月19日	土	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月21日	月	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月22日	火	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月23日	水	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月24日	木	あり	なし	5:30	母 27号F		/		あり	なし	:		
2月25日	金	あり	なし	4:00			/		あり	なし	:		
2月26日	土	あり	なし	:			/		あり	なし	:		
2月28日	月	あり	なし	:			/		あり	なし	:		

(4) 利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合

- ① 利用予定表の記載があっても（又は記載の有無にかかわらず）キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。
- ② 保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ③ なお、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ④ 利用カードがなく、かつ利用予定表の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

(5) 予定外の利用の場合（急きょ利用したい場合）

すくすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつ準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。急きょ利用が必要になった場合は、ご相談に応じます。

(6) 利用を取りやめる場合

必ず、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。

すくすく【区分2A】は会員専用サイトの「本日の欠席連絡」からメールでの連絡が可能です。当日12時半までにメールを入れてください。電話連絡の場合、不在時は留守番電話に設定していますので留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- 利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- 急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

16 利用当日の流れについて

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブは東昇降口の隣です。
※学校休業日等については、通用門（学校登校時に利用する門）のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、東昇降口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け取ります。
- ③ 上履きを脱いで、キッズ廊下の上履き入れに入れたら、ランドセルをロッカーに入れてキッズの名札を付け、スタッフの指示に従って活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

① キッズクラブを利用するのに必要な持ち物

- ・キッズクラブ利用カード（利用日に「下校時刻」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」を記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・ハンカチ・ティッシュ

② キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物

※すすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- ・上履き、帽子

③ キッズクラブに持ってきてはいけないもの

- ・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）は持ってきてはいけません。

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

帰る時刻の10分前に片づけます。キッズの名札を外し『利用カード』を受け取ります。『利用カード』は必ずランドセルにしまします。

一斉下校は昇降口から帰ります。一斉下校時刻以降は上履きを自分の下駄箱に入れ、外靴をキッズルームの下駄箱に持ってきます。お迎えが来たら、キッズルーム校庭側出入り口から帰ります。

① 一斉下校について

- ・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。お子さんが一人で帰る場合には、利用カードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。
- ・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

- すくすく【区分2A・B】 又は わくわく【区分1】 のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

最終下校時刻（一人帰り）

	わくわく【区分1】 (学校休業日を除く)	すくすく【区分2A・B】
4月～9月	午後4時	午後5時
10月～3月	午後4時	午後4時

*すくすく【A】【B】は、最終下校時刻以降に帰る場合はお迎えが必要です。

*一斉下校は30分刻みです。

*わくわく【区分1】の最終下校時刻は、通年午後4時です。

② お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引取り人の方ができます。お迎え予定時刻を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、通用門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、入校し、校庭側からキッズルームまでお越しください。

- すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、延長利用の扱い（400円/回）となります。
- お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

おやつの開始時刻は、通常は午後4時30分、学校休業日（土曜日、代休日、長期休業中）は午後4時です。

18 利用料等の支払方法について

(1) すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料等の支払方法

- ① 利用料の引き落とし口座を登録していただきます。
- ② 毎月月末におやつ代を計算し、翌月上旬に請求書をお渡しします。利用料とおやつ代、ゆうやけスポット利用料の合計金額が毎月17日（土・日・祝の場合は次の営業日）に引き落としになります。

(2) わくわく【区分1】のスポット利用料等の支払方法

保護者の方がお迎えの際その都度お支払いください。

(3) プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズニュースでお知らせします。

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

▶本市トップページ暮らし・総合防災・救急・防犯防災・災害防災・災害情報防災情報・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

20 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

21 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

22 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、市ヶ尾小学校放課後キッズクラブまたはNPO法人はまキッズ市ヶ尾までご相談ください。

23 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ TEL：973-5105 FAX：973-5105

(NPO法人はまキッズ市ヶ尾)

横浜市青葉区こども家庭支援課

TEL：978-2345 FAX：978-2422

保険に関するQ&A



Q1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？
A4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

令和6年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

チェック欄

利用申込書（全利用区分、必須）

保険料（全利用区分、必須）

すくすく【区分2A・B】に登録する場合

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

お子さんに食物アレルギーがある場合

学校生活管理指導表（写）

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

【共通】	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書（写）
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

令和6年度 市ヶ尾小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

NPO法人はまキッズ市ヶ尾 宛 次のとおり市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの利用を申し込み

I 利用児童

ふりがな		学校名	市立・国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名		小学校	
生年月日	年 月 日 (才)	学年・組	年 組
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料 : 無料 利用時間 : ~16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料 : 2,000円/月 利用時間 : ~17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、 保護者の方の就労証明書等の提出 が必要です。
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料 : 5,000円/月 利用時間 : ~19時	※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、 <u>±500円</u> がかかります。
利用開始希望日			

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

III 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	
---------------------------	-------	-----------------------------	--

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「**学校生活管理指導表**」(写)を提出してください。
※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します。**

IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を 希望する ・ 希望しない (どちらかを○囲み)	

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

VI 確認事項

<ul style="list-style-type: none">令和6年度市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認します。当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童が通う市ヶ尾小学校に対して提供することを認めます。児童育成の観点から、必要に応じて、市ヶ尾小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、市ヶ尾小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。(減免を受けている場合のみ) 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。	年 月 日 保護者氏名 (自署)
---	------------------------

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

Ⅶ 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 <small>(日常の連絡相手方)</small>	氏名	【続柄】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)		
	住所	〒	—	年 組 (名)	
	電話 (携帯)	(自宅)		年 組 (名)	
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)		キッズ(学校) から自宅までの略図	
連絡先②	氏名	【続柄】			
	住所	〒			—
	電話 (携帯)	(自宅)			
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)			
連絡先③	氏名	【続柄】			
	住所	〒			—
	電話 (携帯)	(自宅)			
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)			
連絡先④	氏名	【続柄】			
	住所	〒			—
	電話 (携帯)	(自宅)			
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)			

Ⅷ 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住 所	電話番号

放課後キッズクラブ事務処理欄

※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免			保険加入 確認
		適用	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他 ()	あり ・ なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考					

令和6年度 市ヶ尾小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

提出日を記入します

NPO法人はまキッズ市ヶ尾 宛 次のとおり〇〇小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	学校名	市立・国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名	横浜 さくら	学校名	市ヶ尾小学校
生年月日	平成27年 10月 30日 (8才)	学年・組	3 年 組
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料 : 無料 利用時間 : ~16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や延着時等は利用できない場合があります。
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料 : 2,000円/月 利用時間 : ~17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。 ※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、±500円がかかります。
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料 : 5,000円/月 利用時間 : ~19時	
利用開始希望日	令和6年4月1日	記入日時点のお子さん	4月からの学年を記入してください。組はわかるまで空欄で提出可能です(新年度に職員が記入します)。

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

III 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	卵、小麦
---------------------------	-------	-----------------------------	------

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏塗布)
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を	希望する・希望しない (どちらかを○囲み)

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください

VI 確認事項

<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。 ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。 ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う市ヶ尾小学校に対して提供することを認めます。 ・児童育成の観点から、必要に応じて、市ヶ尾小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、市ヶ尾小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。 ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。 	<p>令和6年 3月 1日 保護者氏名 横浜 太郎 (自署)</p> <p>記入日を入れてください。</p>
--	--

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

(裏面あり)

Ⅶ 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 <small>(日常の連絡相手)</small>	氏名	横浜 太郎 【続柄 父】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)	
	住所	〒 000 - 0000 〇〇区〇〇町△-△	年 組	(名)
	電話 (携帯)	090-0000-0000 (自宅) 045-000-0000	年 組	(名)
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		
	勤務先	(株) 〇〇商会 (電話) 03-0000-0000	キッズ(学校) から自宅までの略図	
連絡先②	氏名	横浜 花子 【続柄 母】		
	住所	〒 000 - 0000 〇〇区〇〇町△-△		
	電話 (携帯)	080-0000-0000 (自宅) 045-000-0000		
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		
	勤務先	(株) 〇〇サービス (電話) 03-0000-0000		
連絡先③	氏名	【続柄】		
	住所	〒 -		
	電話 (携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		
連絡先④	氏名	【続柄】		
	住所	〒 -		
	電話 (携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		

Ⅷ 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区〇〇-〇-〇	045-000-0000

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免			保険加入確認
		適用	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書・診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他()	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考					

就労（予定）証明書

市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】

就労者住所			
就労者氏名	児童から見た続柄：		
放課後キッズクラブ名	市ヶ尾	小学校放課後キッズクラブ	
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	第	学年	
	第	学年	
	第	学年	

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	年 月 日から		
現在の雇用状況	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場→ 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要		
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務（派遣）先の電話番号		
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方	
	◆勤務時間 時 分 ～ 時 分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分（月 回）	
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 時 分 ～ 時 分	② 時 分 ～ 時 分（月 回）	
		③ 時 分 ～ 時 分（月 回）	
	◆勤務日数 平均 日／週		
備考			

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（事業所所在地）

（事業所名）

（電話番号）

（代表者職氏名）

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使用してください。）

市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所

横浜市〇〇区〇〇町△-△

就労者氏名

横浜 花子

児童から見た続柄： 母

放課後キッズクラブ名

市ヶ尾

小学校放課後キッズクラブ

申込児童氏名・学年
※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載

横浜 さくら

第 3 学年

横浜 すみれ

第 5 学年

第 学年

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日

令和 ● 年 4 月 1 日から

現在の雇用状況

就労中 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日）
 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始

雇用の形態

正社員 契約社員 派遣社員 アルバイト・パート
 その他（ ）

◆雇用契約期間が決まっている場→ 年 月 日 契約終了
◆契約更新予定 → 有 無 未定

勤務先（派遣先）の名称

※【証明欄】と同じ場合は記入不要
株式会社〇〇物産 横浜支店

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

勤務先（派遣先）の所在地

※【証明欄】と同じ場合は記入不要
横浜市△区△△町■-■

勤務（派遣）先の電話番号
●●●●-●●●●

就労状況

定例勤務時間の方

シフト勤務の方

◆勤務時間

9 時 00 分 ～ 18 時 00 分

◆シフトと月の勤務回数を記入

① 時 分 ～ 時 分（月 回）

◆育児短時間勤務の場合の勤務時間

9 時 30 分 ～ 17 時 00 分

② 時 分 ～ 時 分（月 回）

③ 時 分 ～ 時 分（月 回）

◆勤務日数

平均 5 日/週

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

備考

※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。
例) 令和●年10月1日～令和●年3月31日まで契約更新予定。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

令和 6 年 3 月 20 日

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

（事業所所在地）

横浜市△区△△町■-■

（事業所名）

株式会社〇〇物産 本社

（電話番号）〇〇〇-〇〇〇〇

（代表者職氏名）

関内 みなと